

平成29年 第5回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成29年 第5回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成29年6月1日 午前9時53分～11時24分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	平 間 初 美	2 番	只 野 透
	3 番	大 坪 正 明	4 番	古 川 勝 義
	5 番	長 田 智 之	6 番	本 山 久 和
	7 番	浦 島 規 生	8 番	鈴 木 義 満
	9 番	上 村 昌 規	10 番	谷 口 学
			12 番	谷 本 憲 一
	13 番	大 谷 誠 一	14 番	川 崎 章 道
5 欠席委員 (1名)	11 番	沢 尻 健		
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について			
日程第5 報告第2号	農地法第5条の意見聴取の回答について			
日程第6 議案第1号	土地の現況証明願書の交付について			
日程第7 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第8 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)			
日程第9 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第10 議案第5号	農用地利用集積計画(案)について (平成29年6月6日公告予定分)			
日程第11 協議案第1号	農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代			
	係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

町HP公開用

- 事務局長 それでは、ただいまから平成29年第5回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。
 本日の会議には、沢尻委員から欠席の届け出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定により過半数を満たしており、本総会は成立していることをご報告いたします。
- 事務局長 これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをしましょう。
 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 川崎会長 皆さんおはようございます。
 今日から6月ということで、一月前の5月の総会では、4月の20日前後に大変強い風が吹いて、美瑛町至る所で被害があったことの報告もありましたし、天候不順も一月前は心配されましたけれども、5月に入りましてから、若干少雨ではありましたが、天候にも恵まれ、予定以上のスピードで、蒔き付けが終えられる方が多かったのでないかなと思います。そのあと、適量の雨が降ったということで、発芽状況も大変良いと聞いておりますので、どうかこのまま、昨年みたいな災害に見舞われることなく、順調に収穫期を迎えればと強く望んでいるところであります。
 諸般の報告の中に、既に目を通してと思いますけれども、実は5月11日に新農業人激励の集いに参加をさせていただきました。今、手元に書類がないのですが、10数名の方に参加していただきました。
 皆さんそれぞれ、農業に意欲を持って取り組んでおられます。私が特に感じたのは、新農業人として、奥様方が参加されていたことです。遠くから来た方もいますし、札幌から来た方もおりますけれども、何か強い農業に取り組むという意思を感じました。
 浦島委員も参加していましたが、それぞれ二人から激励の言葉をかけたところでございます。
 その後、6月12日の農業委員会で研修に行きますけれども、びえい牧場を見学させていただきました。3月ぐらいに見たときとは違って、また建物が増えてですね、ほんとに、広大な敷地にメガ牧場ができたんだなっていうのを改めて

感心をし、感激をしたところでございます。

浦牧場も、ロボット搾乳で成功している、全道でもまれにみる酪農家のようなのですが、規模はびえい牧場の方が大きいです。どうかその搾乳ロボットで、大成功を収めて、美瑛の牛乳を生産していただければと思います。

また5月17日に、第1回的美瑛町表彰審議会がありました。これにつきましては、今回特別功労者ということで、斉藤前議長、それと農協の大西前組合長、この2人が美瑛町の特別功労者ということで、町長に答申をしました。お二人の実績については、私からお話しするまでもなく、ご存じのことと思いますが、9月15日の日に特別功労者ということで表彰を受けるということです。

そして、28日から30日まで、全国の農業委員会長大会に参加をさせていただきました。ご存じのように、国会議員の先生に対して、北海道として、あるいは上川として、それぞれの国会議員さんに要望書を手渡しました。

今年は全国大会の会場の都合上、日曜日に出発ということで、国会議員の先生は、なかなか地元に戻って来ても会える機会がないので、直接手渡しは出来ませんでした。全国大会の前日に与党野党の先生に、北海道としての要望書を出させていただきました。先生方から、北海道の災害に対するお見舞いと激励。そしてまた、農業を与野党問わず守っていくという力強いご挨拶をいただいたところです。

そんな状況で、この一月過ぎたわけでございますけれども、ご存じのように、3期、最後の総会になってしまいました。事務局については、この4月に変わりましたが、私も初めて会長ということで、この席に立たせていただいて、ちょうど三年が経ちました。

それぞれの委員の皆さんにご協力をいただいて、大きなトラブルもなく、過ごしたということで、大変感謝をしております。また今回勇退される方もおりますけれども、どうかそれぞれの地域でご活躍をお願いし、いろいろな意味で、美瑛町農業あるいは地域の農業のために、ご指導いただければと、そんなふうに思います。

詳しいお話につきましては、6月12日にお別れ会がありますので、そのときにお話させていただきますけれども、どうか今日最後の総会でございます。忌憚のないご意見、あるいはいろんなご指導ご意見をいただければと、そんなふうに思います。

ちょっと長くなりましたけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○事務局長

それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いします。

○議 長

これより、会議を開きます。

○議長 本日の議事日程は、印刷物の配布のとおりです。

○議長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、3番大坪委員、10番谷口委員を指名いたします。

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局からの報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。

【諸般の報告読み上げ】

以上で報告を終わります。

○議長 これで、諸般の報告を終わります。

○議長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主 ○○○○さん、借主 ○○○○さんについて報告するものです。

【報告第1号読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 日程第5、報告第2号、農地法第5条の意見聴取の回答について。
事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第2号、農地法第5条の意見聴取の回答について。
平成29年5月9日付美農委第20号で意見聴取を行った下記の転用について、一般社団法人北海道農業会議より許可相当の回答がなされましたので、報告するものです。

【報告第2号読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議 長 日程第6、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。議案第1号、番号1番から3番については、一括して審議いたします。
議案第1号番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった〇〇〇〇さん、外2件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。

【議案第1号番号1番読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります〇〇委員からの補足説明をお願いいたします。

〇〇〇委員 ただいま事務局から説明のあったとおりです。
こちらは既に、都市計画区域内の住宅用地としての指定であり、農地としての利用というよりは住宅地ということで、宅地として売買するということでもありますので、これは、認

めてもなんら支障がないと考えております。
以上です。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 【議案第1号番号2番読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります。○委員からの補足説明お願いいたします。

○○○委員 ただいま事務局のご説明のとおりでございます。
この土地は、隣に○○○○○がございまして、その続きということで、10年前に、今建っている○○○、○○の隣を、その時に手続していなかったということで、今回、現地確認をしてきました。

○議 長 ありがとうございます。続いて、番号3番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 【議案第1号番号3番読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります○○委員からの補足説明お願いいたします。

○○○委員 ただいま事務局から報告のとおりです。
○○さんは20年ほど前までは、畑として耕作をしておりましたが、現在は皆さんのお手元の写真にありますように、畑として使用は困難なため、やむを得ないことと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 番号1番から3番について、現地調査の結果を大坪班長よりお願いいたします。

○大坪班長 今朝は8時15分から、第1班によりまして現地確認をしてまいりました。それぞれ地区担当委員さんからもお話がありましたとおり、1番につきましては、住宅用地ということ

で、特に問題はないと判断をさせていただきました。

2番の〇〇〇〇さんの件につきましても、農地としての利用は困難だと思われるので、認め許可するのもやむを得ないのかなと思います。

3番の〇〇〇〇さんの所につきましても、農地の復元は難しい。なかなか耕作も厳しい状況と思われるので、許可するのはやむを得ないと第1班として判断させていただきました。

以上です。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 それではこれより、番号1番から3番について質疑に入ります。

○議 長 発言のある方は挙手願います。ありませんか。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。議案第1号、番号1番から3番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

○議 長 議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。

農地法第3条の規定による、農地の所有権移転申請のあった譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇外3件の許可の可否について審議を求めるものです。

【議案第2号番号1番読み上げ】

以上で説明終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から、補足説明をお願いします。

○○○委員 ただいま事務局から、説明のあったとおりでございます。
○○○○さんは営農されなくなってから、○○○○さんにずっと賃貸で契約されていましたが、今回、○○○○さんの希望で売買ということで、希望されて今回に至りました。○○○○さんにつきましては、経営規模も労働力、通作距離も何ら問題ないと思いますので、どうぞ審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

○議長 これより、議案第2号、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 【議案第2号番号2番読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から、補足をお願いいたします。

○○○委員 事務局の説明のとおりです。
○○○○さんは、○○で会社員をされて、就農はされていませんでした。定年を迎えてこちらに戻ってこられました。が、御両親が亡くなられて、今回の売買になりました。
この22平米の条件不利地だけ、贈与ということで上がってきましたので、どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより、議案第2号番号2番について質疑に入ります。

○議 長 発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

○議 長 議案第2号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、番号3番について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 【議案第2号番号3番読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して地区担当委員であります、○○委員からの補足をお願いいたします。

○○○委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。
現状は、○○○○さんの息子さんの○○さんが経営を行っておりましたが、体調を崩され経営を続けていくのが困難となりました。今回、土地処分をすることになりまして、当初は、同地区内○○○○ですか、同地区内で購入希望者がいましたが、○○○○に隣接している関係上、○○○○○○に、また一部、農地については、地元の者がとるということで、この土地については、○○○に譲渡するのがふさわしいと考えました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 それでは、質疑に入りたいと思いますが、何か、発言のある方ありませんか。

【なしの声】

○議 長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。

○議 長 議案第2号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、番号4番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 **【議案第2号番号4番読み上げ】**

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から、補足説明をお願いいたします。

○○○委員 ただいま事務局の報告のとおりです。
○○○○さんの一部の農地を、同地区の○○○○さんへ譲渡するものです。○○○○さんは10年ほど前に、大きく規模縮小をしております。また、○○の○○○○さんは、地区のリーダー的な方で、現在農協の理事もされており、経営も堅実経営を行っております。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより、議案第2号番号4番について質疑に入ります。

○議 長 発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。議案第2号番号4番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第8、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申

請について、賃貸借の件を議題とします。

議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借。

農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定申請のあった貸主 ○○○○さん、借主 ○○○○さんの許可の可否について審議を求めるものです。

【議案第3号読み上げ】

以上で説明終わります。

○議長 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります○○委員からの補足説明をお願いいたします。

○○委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。
○○さんは、地区的には○○さんの地区ですけれども、この農地が○○○にあるということで、離れ地なため、今回、新規就農者の○○さん、規模拡大を目的としているということで賃貸するものです。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川崎会長 ありがとうございます。
これより、議案第3号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長 長 それでは採決いたします。
議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 日程第9、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について。
使用貸借農地法第3条の規定による、農地の使用貸借権設

定申請のあった貸主 ○○○○さん、借主 ○○○○さんの許可の可否について、審議を求めるものです。

【議案第4号読み上げ】

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から、補足説明をお願いいたします。

○○○委員 ○○○○君は現在○○歳で、○年ほど前にUターンで農業を始めました。四、五年経ったわけですがけれども、経営面積が少ないということで、水稻、そして、いち早く、ビニールのハウストマトを始めて、一生懸命やっております。将来に向けて優秀な青年でありますので、問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。
以上です。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 これより、議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。議案第4号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第10、議案第5号、農用地利用集積、集積計画案について、平成29年6月6日公告予定分の件を議題とします。

○議 長 議案第5号、番号1番、2番については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農用地利用集積計画案について。
平成29年第5回、平成29年の9月6日公告予定分です。
○○○○さん外1件から、利用権の設定等、所有権の移転2件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促

進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

【議案第5号読み上げ】

以上で説明終わります。

- 議 長 これより、議案第5号、番号1番、2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- 議 長 それでは採決いたします。議案第5号、番号1番、2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第11、協議案第1号、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について。
協議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 協議案第1号、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について。
美瑛町農業委員会が、農地法施行規則第17条で定める基準に従い、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積について、次のとおりとするものです。

【協議案第1号読み上げ】

以上で説明を終わります。

- 議 長 協議案第1号について発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 なければ、協議案第1号、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定については、議案書どおりでよろしいでしょうか。

【はいの声】

○議 長 それでは、協議案第1号につきましては、議案書のとおり
 といたします。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了い
 たしました。
 以上をもちまして、平成29年第5回美瑛町農業委員会総
 会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を
整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印
する。

平成 年 月 日

美瑛町農業委員長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員

大 坪 正 明

美瑛町農業委員

谷 口 学